

釧路市業務委託最低制限価格設定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、釧路市が一般競争入札又は指名競争入札により業務委託（工事に係る委託を除く。）の契約を締結する場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定める。

(対象とする入札案件)

第2条 最低制限価格を設定する対象は、次に掲げる入札案件とする。

- (1) 建物の清掃業務、人的警備業務、ボイラー等運転管理業務。
- (2) その他ダンピング等により不正若しくは不良な履行又は成果品に係る品質の劣化などのおそれがあると市長が特に認めるもの。

(総価契約に係る最低制限価格の算定方法)

第3条 前条第1号の入札案件に設定する最低制限価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、次の各号に定めるアからオの額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該価格が予定価格の10分の9を超える場合は予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、当該価格が予定価格の10分の7に満たさない場合は予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

ア 直接人件費の額に10分の9.2を乗じて得た額。ただし、現に適用されている最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）で定める北海道地区の最低賃金をいう。以下同じ。）により算出された額以上とする。

イ 直接物品費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 業務管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の7を乗じて得た額

オ アからエ以外の経費に10分の7を乗じて得た額

2 前条第2号の入札案件に設定する最低制限価格は、予定価格に10分の7から10分の9の範囲内で設定した割合を乗じて得た額とする。

(単価契約に係る最低制限価格の算定方法)

第4条 第2条に掲げる入札案件のうち、単価契約によるものに設定する最低制限価格は、予定価格に10分の7から10分の9の範囲内で設定した割合を乗じて得た額とする。

(最低制限価格調書の作成)

第5条 最低制限価格は、釧路市契約規則（平成17年釧路市規則第83号。以下「契約規則」という。）第7条に規定する予定価格調書に併記するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 最低制限価格を設定したときは、契約規則第4条の公告及び第18条の通知に、次に掲げる事項を併記するものとする。

(1) 最低制限価格を設定していること。

(2) 最低制限価格を設定した入札において、入札価格が最低制限価格に満たない場合は、当該入札をした者を失格とするとともに、再度の入札に参加できないものとする。

(入札の執行)

第7条 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回る価格の入札があったときは、入札執行者は、政令第167条の10第2項及び契約規則第11条第1項の規定により、当該入札をした者を失格とし、再度の入札に参加できない旨を告げるものとする。

2 最低制限価格を設定した入札において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者があるときは、入札執行者は、このうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者がいないときは、入札執行者は、再度入札を行うことができるものとする。

(最低制限価格の公表)

第8条 最低制限価格を設定した入札があったときは、入札執行者は、その執行後において、予定価格とともに最低制限価格を公表するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行し、業務委託に係る契約による委託期間の始期が令和7年4月1日以後であるものについて適用する。委託期間の始期が令和7年4月1日前であるものについては、なお従前の例による。